

## Client Alert

6 August 2020

### 目次

1. 承認及び執行が問題となった仲裁判断について
2. 当事務所による外国仲裁判断の承認及び執行の申立て
3. 結論

## 国際仲裁アップデート No. 10

### ミャンマーにおける外国仲裁判断の承認及び執行に関する画期的な事例

多くの外国人投資家にとり、紛争が発生した場合に現地の裁判所がどのような救済措置を与えるのかは、開発途上国において投資を行う際の関心事のひとつである。近年ミャンマーへの投資は大幅に増加しているが、ミャンマーの裁判所が商事紛争に対してどのようにアプローチをとるのかは、あまり理解されていない。そのため多くの場合、仲裁が紛争解決手段として選択されている<sup>1</sup>。

しかし、外国人投資家は、仲裁を紛争解決手段とすることに合意できた場合でも、ミャンマーにおいて仲裁判断が承認及び執行されるのかについて、疑念を抱いているものと考えられる。このような疑念を持つ原因の一つとして、ミャンマーが、2013年4月に1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（「ニューヨーク条約」）の締約国となり<sup>2</sup>、2016年にミャンマー仲裁法（Union Law No. 5/2016）（「ミャンマー仲裁法」）においてニューヨーク条約を採択した<sup>3</sup>ばかりであることが挙げられる。

近時、当事務所が申立てを行った事案において、ミャンマーで報告されている事例としては初めて、外国仲裁判断の承認及び執行を認める決定が出された。本アラートでは、当該事案における当事務所の経験を概説する。

### 1. 承認及び執行が問題となった仲裁判断について

本件は、当事務所の依頼者であり、日本に拠点を置く中古品の販売会社が、ミャンマーに拠点を置く購入者に対し、複数の売買契約に基づき、中古品を販売していた事案である。一連の売買契約には、一般的かつ明確な仲裁条項が置かれていた。当該購入者は、契約に基づく債務の大半を弁済をしていたものの、一部について支払を怠った。当事者間で附帯契約が交わされたものの、最終的に、日本企業である依頼者が、債権を回収するために、日本商事仲裁協会（「JCAA」）において仲裁手続を開始せざるを得ない状況に追い込まれた。

被申立人は、仲裁手続の開始直後から、管轄を争うことを除き、仲裁手続に参加することを一切拒否した。被申立人は、仲裁廷が自らの管轄権について判断をする権

<sup>1</sup> A. BRIGGS, Private International Law in Myanmar, (2015) Oxford University Faculty of Law, 16 頁（「ミャンマーもそういった国の一つである可能性が高いが、裁判所の質に対する十分な信頼を置けない（又は現時点では置けない）国においては、仲裁が紛争解決の手段としての魅力的な選択肢となり得る。」）

<sup>2</sup> ニューヨーク条約締約国一覧:

<http://www.newyorkconvention.org/list-of-contracting-states>

<sup>3</sup> 2016年ミャンマー仲裁法の英訳:

[http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/the\\_arbitration\\_law\\_2017.pdf](http://www.unionsupremecourt.gov.mm/sites/default/files/supreme/the_arbitration_law_2017.pdf)



限を有しないなどとして、日本法及び JCAA の仲裁規則の下での仲裁廷の管轄権を争った以外には、仲裁手続への参加を拒否した。被申立人は出頭を拒否したが、仲裁廷は、申立人の請求について判断するために必要な管轄権を自らが有するとの中間決定をし、その後、請求金額の全部及びこれに附帯する利息並びに申立人が負担した仲裁手続の費用の大部分を申立人に対して支払うことを被申立人に命じる仲裁判断をした<sup>4</sup>。

しかし、多くの紛争においてそうであるように、明確な内容の仲裁判断を得たにもかかわらず、被申立人が自発的に弁済をすることはなかった。その結果、依頼者は、ミャンマーの裁判所において仲裁判断の承認及び執行を申立てざるを得ないこととなった。

## 2. 当事務所による外国仲裁判断の承認及び執行の申立て

### (i) 申立ての要件、並びに裁判所による外国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由

ミャンマーにおける仲裁判断の承認及び執行の申立てに関する当事務所の経験について述べる前に、改めて、ミャンマーがニューヨーク条約の締約国となったのは 2013 年 4 月のことであり、同国において仲裁が利用された事例自体が少ないということがいえる。なお、日本がニューヨーク条約の締約国となったのは 1961 年 6 月のことである。

ミャンマー仲裁法は、ニューヨーク条約及び 1985 年の国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法(「モデル法」)の内容を反映している<sup>5</sup>。そのため、当事者がミャンマーの裁判所において外国仲裁判断の承認を求める際の手続上の要件は、以下のとおり、ニューヨーク条約第 4 条及びモデル法第 35 条の文言を反映したものとなっている。

- i. 仲裁判断がされた国の法の下で要求される方法で正当に認証された、仲裁判断書の原本又は正当に証明されたその謄本;
- ii. 仲裁合意書の原本又は正当に証明されたその謄本; 及び
- iii. 必要に応じて、当該仲裁判断が外国仲裁判断であることを証明するための証拠<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 仲裁廷は、仲裁判断を下すにあたって、被申立人が仲裁への参加を拒否する以前に書面によるやり取りの中で主張していた管轄及び本案に関する主張を考慮した。

<sup>5</sup> モデル法: <http://www.newyorkconvention.org/uncitral/model+law>

<sup>6</sup> ミャンマー仲裁法 45 条(a)は、ミャンマーの裁判所において外国仲裁判断の承認及び執行を求める当事者が、「(i) 仲裁判断の原本又は正当に証明されたその謄本、(ii) 仲裁合意の原本又は正当に証明されたその謄本及び(iii) 仲裁判断が外国仲裁判断であることを証明するための証拠」を提供すべきことを定めている。なお、ミャンマー仲裁法 3 条(k)にいう「外国仲裁判断」とは、仲裁合意に基づき、ミャンマー以外のニューヨーク条約加盟国の領土においてされた仲裁判断をいう。



ミャンマー仲裁法は、上記の各文書の英訳のみを要求しているが<sup>7</sup>、今回、ミャンマーの裁判所において申立てをする際には、実務上、英語からミャンマー語への翻訳も要求されることが明らかになった。

ミャンマー仲裁法は、手続上の要件と同様に、ミャンマーの裁判所が外国仲裁判断の承認及び執行を拒否できる事由<sup>8</sup>についても、特筆すべきの一つの例外を除き、ニューヨーク条約第 5 条及びモデル法第 36 条の内容を反映している。この例外とは、ニューヨーク条約においては「公序良俗」に反する場合には承認及び執行を拒否できるとされている<sup>9</sup>のに対し、「[ミャンマー]の国益(公序良俗)に反する場合」(強調部分は筆者による)に拒否できるとされている<sup>10</sup>ことである。

参照可能な判例がないため、ミャンマーの裁判所においてこの例外を適用した事例の有無は把握できていないが、ミャンマー仲裁法の起草時にあえて文言を区別したものと考えられるため、将来の執行手続において論点となることが予想される。

## (ii) ミャンマーの裁判所における執行事例 — 得られた教訓

まず、ニューヨーク条約及びモデル法の内容を反映していることもあってか、ミャンマー仲裁法の下での申立て手続が比較的簡明であることが明らかとなった。

しかし、他の締約国において申立てをする場合と比較すると、いくつかの注目すべき「教訓」も明らかとなった：

<sup>7</sup> ミャンマー仲裁法第 45 条(b)は、「本条(a)に基づき提出される仲裁判断又は仲裁合意が外国語で作成されている場合、当該仲裁判断の執行を申し立てる当事者は、英訳文を提出しなければならない。」と定めている。

<sup>8</sup> ミャンマー仲裁法の第 46 条(b)は、「裁判所は、仲裁判断に基づく権利行使の相手方が以下のいずれかを証明したときは、当該外国仲裁判断の承認を拒否することができる：(1) 仲裁合意の当事者が何らかの能力を欠いていたこと、(2) 仲裁合意が、当事者が仲裁合意の準拠法として選択した法、又は準拠法が定められていない場合は仲裁判断がされた国の法の下で無効であったこと、(3) 仲裁判断に基づく権利行使の相手方が、仲裁人の指名又は仲裁手続について適切な通知を受けなかったその他の理由により主張反論を尽くすことができなかつたこと、(4) 仲裁判断が、仲裁への付託に関する条項に含まれない、若しくは想定されていない紛争を扱った、又は仲裁へ付託できる範囲を超える事項について判断していること、(5) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者間の合意に反しているか、仲裁地の法に従っていないこと、又は(6) 仲裁判断に当事者に対する拘束力が生じていない、又は仲裁判断がされた国、若しくはその国の法が仲裁判断の準拠法とされている国の権限ある当局によって、仲裁判断が破棄され、若しくは停止されていること。」と定めている。また、ミャンマー仲裁法の第 46 条(c)は、「裁判所は、外国法仲裁判断について、(1) 紛争の主題がミャンマー連邦共和国の法の下では仲裁により解決することが許されないものである、又は(2) 仲裁判断の執行がミャンマー連邦共和国の国益(公序良俗)に反するものであると認めた場合には、当該外国仲裁判断の執行を拒否することができる」と定めている。

<sup>9</sup> ニューヨーク条約第 5 条(2) (b)参照。

<sup>10</sup> ミャンマー仲裁法第 46 条(c)参照。



#### i. 申立ての内容

当方では、申立てにおいて、仲裁の背景を簡潔に記載するとともに、ミャンマー仲裁法、ニューヨーク条約及びモデル法の関係についての概説を試みた。

ミャンマー仲裁法が比較的新しい法律であり、類似の申立てを扱った先例が乏しいことから、他国の裁判所による外国仲裁判断の承認及び執行に関する著名な評論家の見解を取り上げたい。

#### ii. 同一の紛争に関して被申立人が提起した民事訴訟

被申立人は、当方が仲裁手続を開始した後、仲裁手続に混乱を生じさせるべく、全く同じ紛争について、ミャンマーの裁判所に民事訴訟を提起した。これに対するミャンマーの裁判官の対応は合理的かつ論理的なものであった。当方は、既判力を根拠に当該訴訟を直ちに却下すべきである(すなわち、同一の事件について管轄権を有する裁判所によって既に判断が下されている)と主張し、裁判官は、この点を先決事項として扱うこととした。本アラートでは既判力に関する詳細には立ち入らないが、裁判官は、既判力に関する当方の主張を認め、訴えを却下した。

#### iii. 大陸法的手続

関連書類の提出後、審問期日が概ね 2 週間から 4 週間の間隔で開かれ、裁判官は、承認及び執行の申立てと並行して、被告が提起した民事訴訟における他の争点を検討した。このような方式又はシステムは、日本を含む大陸法の法域ではよく見られるが、コモンローの法域では一般的ではない。

#### iv. 口頭での弁論の機会の欠如

当事者には口頭での弁論を行う余地が殆どなく、当事者は主として前回の期日において要求された書類を提出することしかできない上記の審理方法は、コモンローであるか大陸法であるかにかかわらず、多くの弁護士が違和感を覚えるものという。今回当方が経験した限りでは、当方の申立て及び被申立人の提起した民事訴訟は、大部分が書面審理で済まされている印象であった。本件では、この審理方式による不都合はないものの、書面には記載しきれないニュアンスを裁判官に伝えるべき場合も想定される以上、「文書のみ」のアプローチは理想的とはいえない。

#### v. 冗長な判断プロセス

当方の申立てと被申立人が提起した訴えを並行して審理するアプローチが原因であるか否かは定かではないが、裁判所が仲裁判断を承認するまでに、約 8 か月もの期間を要した。これは、他の法域と比較すると長く感じられるかもしれない。裁判官が当方の主張書面における法的主張についてどのような分析をしたかは明らかではないが、裁判官は、ミャンマー仲裁法

## 本アラートに関する お問い合わせ先



武藤 佳昭  
パートナー  
+81 3 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



粕谷 宇史  
パートナー  
+81 3 6271 9515  
[hiroshi.kasuya@bakermckenzie.com](mailto:hiroshi.kasuya@bakermckenzie.com)



ドミニク・シャーマン  
アソシエイト  
+81 3 6271 9496  
[dominic.sharman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.sharman@bakermckenzie.com)

の定め及び同法に基づく執行の原則について、相当程度の理解を有している印象であった<sup>11</sup>。

本アラート作成時までには、被申立人は、裁判所の既判力を理由に訴えを却下する判断及び仲裁判断の承認及び執行の申立てを認める判断のいずれについても、不服申立てをしている。ミャンマー法の弁護士によれば、これらの不服申立てについて審理が開始されるまでに6か月から1年程度を要する見込みである。不服申立てに対する判断を待つ間、仲裁判断はミャンマーにおいて承認された状態ではあるが、これを執行することは許されないとの通知を受けている。

### 3. 結論

ミャンマーにおいて仲裁が利用され始めてからまだ日が浅く、本件申立てはミャンマーにおける外国仲裁判断の承認及び執行について踏み込む初めての事例であると考えられるが、外国仲裁判断の承認及び執行を認める今回の裁判所の判断は、対ミャンマー投資を計画している、又は現在行っている当事者の不安を和らげるものといえる。

そして、裁判所による当該判断は、ミャンマーに拠点を置く取引先との間の契約についての紛争解決手段として仲裁を選択した者にとって、明るい材料であるといえる。

\*\*\*

本アラートで取り上げた内容についてのご質問等は当事務所までお問い合わせください。

---

<sup>11</sup> 承認に続いて当方が行った執行の申立ての中で、当方が求める強制執行の態様について主張する必要があった。このプロセスは、大部分が手続的なものではあるが、被申立人に対して全額を一括で支払うことを求めるとともに、かかる支払ができないときは競売によって売却するべく、申立人が被申立人の資産の差押えを求めることもその内容としていた。